

高知県における部活動 改革の取組について

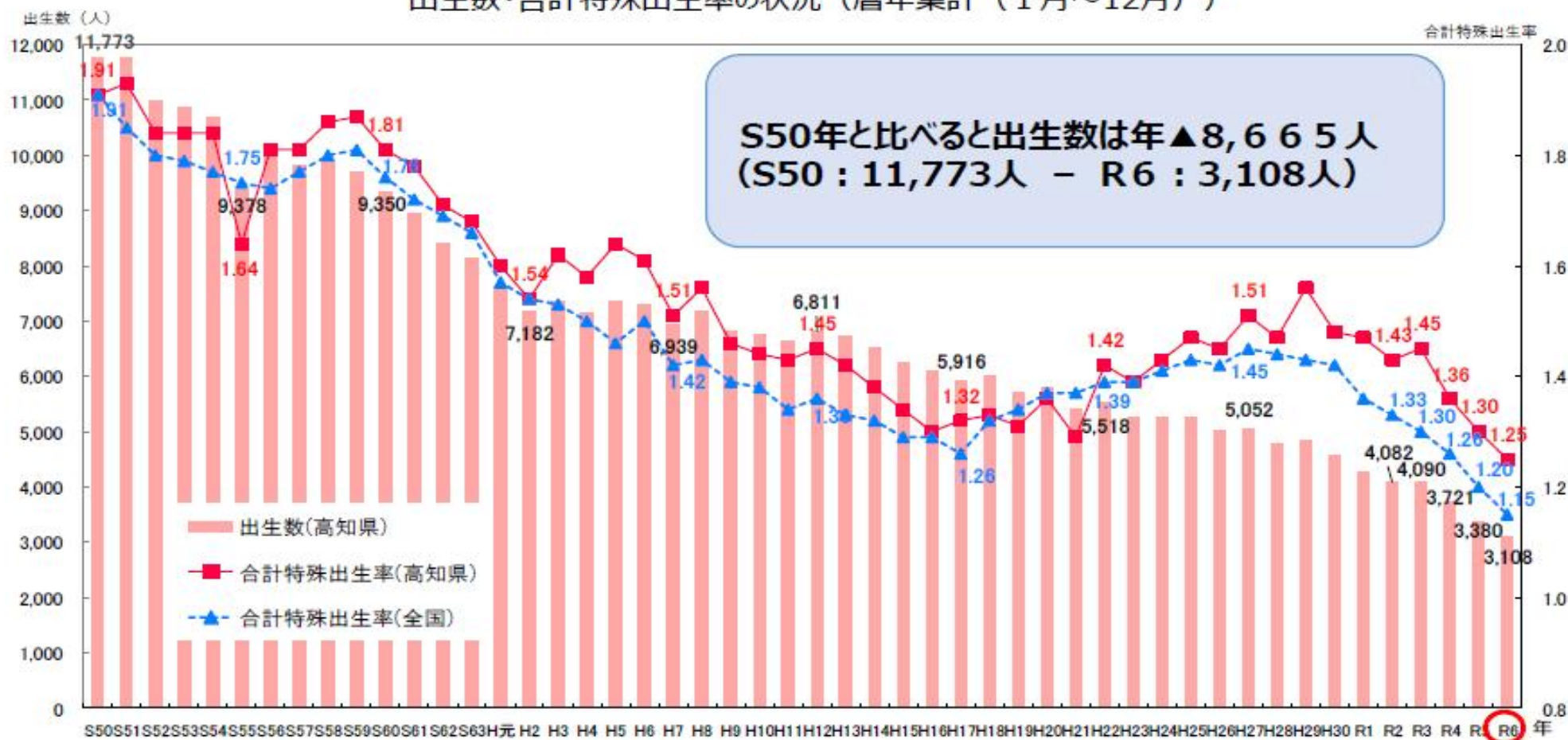
高知県教育委員会事務局
保健体育課

1 現状

県内の出生数、合計特殊出生率の推移

- 令和6年の出生数は、**3,108人**と過去最少
- 令和6年の合計特殊出生率は、1.25で前年の1.30から0.05ポイント低下

出生数・合計特殊出生率の状況（暦年集計（1月～12月））



(出典) 厚生労働省「人口動態統計」(R6は概数) (日本人のみ)

市町村別の人口の推移

- いずれの市町村も、生まれてくる子の数が急速に減少しているが、特に中山間地域では深刻
- 令和6年の出生数が1桁のところは10町村に上る

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
県計	4,270	4,082	4,090	3,721	3,380	3,108
高知市	2,256	2,163	2,199	2,006	1,792	1,666
室戸市	42	40	30	38	29	24
安芸市	75	77	66	69	61	54
南国市	363	315	326	289	286	279
土佐市	150	184	182	166	165	126
須崎市	92	86	102	84	73	57
宿毛市	111	82	92	83	69	65
土佐清水市	39	35	39	22	31	20
四万十市	216	219	172	175	164	155
香南市	225	209	214	211	194	187
香美市	119	146	127	115	114	83
東洋町	10	6	8	7	7	1
奈半利町	15	19	16	11	8	5
田野町	15	13	12	10	11	17
安田町	12	15	7	2	7	4
北川村	1	8	4	5	1	5
馬路村	3	6	2	1	4	4

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
芸西村	17	20	13	17	12	10
本山町	20	11	10	10	10	10
大豊町	10	9	11	8	2	4
土佐町	23	20	17	17	16	16
大川村	6	0	3	1	1	2
いの町	105	104	108	98	75	87
仁淀川町	19	12	17	19	15	18
中土佐町	23	20	18	17	17	13
佐川町	58	53	59	41	54	46
越知町	27	18	26	22	16	6
檜原町	19	14	17	10	11	8
日高村	22	28	21	19	19	17
津野町	29	17	29	24	17	19
四万十町	75	79	77	70	53	44
大月町	18	9	22	9	9	18
三原村	5	6	7	4	4	3
黒潮町	50	39	37	41	33	35

※黄色着色は、令和6年の出生数が10人未満の市町村（34市町村中10町村）
 (出典)厚生労働省「人口動態統計」(R元～R6) (日本人のみ)

R6 高知県公立中学校の生徒数

市町村	通番	学校名	R6	計
室戸市	1	佐喜浜中	18	164
	2	室戸中	89	
	3	吉良川中	25	
	4	羽根中	32	
安芸市	5	安芸中	258	258
東洋町	6	甲浦中	17	21
	7	野根中	4	
奈半利町	8	奈半利中	44	44
北川村	9	北川中	15	15
田野町	10	田野中	39	39
馬路村	11	馬路中	12	17
	12	魚梁瀬中	5	
安田町	13	安田中	29	29
芸西村	14	芸西中	71	71
香南市	15	夜須中	60	735
	16	香我美中	109	
	17	赤岡中	54	
	18	野市中	512	
香美市	19	鏡野中	367	471
	20	香北中	82	
	21	大栃中	22	
東部合計			1,864	21校

市町村	通番	学校名	R6	計
四万十市	59	中村中	405	672
	60	中村西中	221	
	61	西土佐中	46	
土佐清水市	62	清水中	173	173
宿毛市	63	小筑柴中	28	429
	64	片島中	134	
	65	宿毛中	189	
	66	東中	75	
	67	沖の島	3	
黒潮町	68	佐賀中	46	168
	69	大方中	122	
三原村	70	三原中	17	17
大月町	71	大月中	74	74
西部合計			1,533	13校

市町村	通番	学校名	R6	計
南国市	22	香長中	530	945
	23	鳶ヶ池中	145	
	24	北陵中	189	
	25	希望が丘分校	12	
	26	香南中	69	
	27	大豊学園	36	
大豊町	27	大豊学園	36	36
本山町	28	嶺北中	63	63
土佐町	29	土佐町中	68	68
大川村	30	大川小中	14	14
いの町	31	伊野中	230	343
	32	伊野南中	50	
	33	神谷中	19	
	34	吾北中	23	
	35	本川中	21	
仁淀川町	36	池川中	46	81
	37	仁淀中	35	
土佐市	38	土佐南中	53	417
	39	高岡中	334	
	40	戸波中	30	
須崎市	41	浦ノ内中	28	328
	42	朝ヶ丘中	165	
	43	南中	8	
	44	須崎中	107	
	45	上分中	20	
日高村	46	日高中	64	64
佐川町	47	佐川中	225	240
	48	尾川中	15	
越知町	49	越知中	81	81
津野町	50	葉山中	88	119
	51	東津野中	31	
梶原町	52	梶原中	60	60
中土佐町	53	大野見中	13	111
	54	久礼中	98	
四万十町	55	窪川中	215	280
	56	大正中	37	
	57	十川中	28	
日高佐川	58	加茂中	41	41
中部合計			3,291	37校

市町村	通番	学校名	R6	計
高知市	72	城北中	390	5362
	73	城西中	266	
	74	愛宕中	517	
	75	城東中	419	
	76	潮江中	325	
	77	一宮中	486	
	78	青柳中	224	
	79	朝倉中	442	
	80	三里中	190	
	81	南海中	164	
	82	西部中	500	
	83	介良中	231	
	84	大津中	215	
	85	旭中	328	
	86	横浜中	315	
	87	鏡中	19	
	88	春野中	256	
	89	行川学園	30	
	90	土佐山学舎	45	
高知市合計			5,362	19校

市町村立中学校合計	12,050	90校
-----------	--------	-----

市町村	通番	学校名	R6	計
県立	91	県立安芸中	116	504
	92	県立高知国際中	243	
	93	県立中村中	145	
県立合計			504	3校

合計(人)	R4	H24
12,554	13,196	16,151

【参考】

- ・ 1市町村1中学校：17校（学校組合含む）
- ・ 30人以下の中学校：26校
- ・ 31人以上50人以下の中学校：13校
- ・ 51人以上100人以下の中学校：16校
- ・ 100人以上の中学校：38校

高知県内公立中学校（学校数・生徒数）

● 平成24年度

【中学校数】 114校

【生徒数】 16,151人

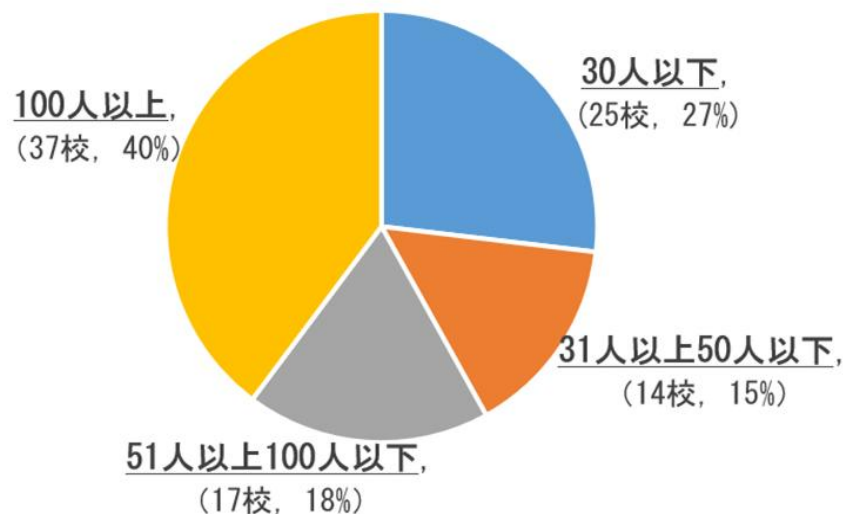
● 令和7年度

【中学校数】 93校

【参考】 1市町村1中学校:17市町村/35市町村

【生徒数】 12,416人

＜高知県の公立中学校における全校生徒数の割合＞



部活動の地域連携・地域展開の取組（国の取組：実行会議）

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクール運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保



名称変更（「地域移行」⇒「地域展開」）

学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、
より豊かで幅広い活動**を目指していく

地域クラブ、拠点校部活動

- 令和5年度
【地域クラブ数】
5クラブ
【拠点校部活動数】
0部活動

- 令和6年度
【地域クラブ数】
25クラブ
【拠点校部活動数】
4部活動

- 令和7年度
【地域クラブ数】
46クラブ
【拠点校部活動数】
9部活動

参考：令和6年度実証事業より

広報資料

スポーツクラブスクラムでは、子ども達がスポーツに興味を持つきっかけづくりとして、幼児から高校生を対象に各種目の体験教室を開催している。硬式テニス・バドミントンにおいても体験教室を開催するなど、将来的な部活動加入者の増加が期待される。

スポーツクラブスクラムの広報誌

スポーツで地域を活性化しよう!!

出典：NPO法人スクラムHPより

参考資料（活動写真）

【硬式テニス】

【バドミントン①】

【バドミントン②】

【バドミントン③】

参考資料（活動写真）

【部活動改善推進委員会】

【女子バレーボールクラブ 活動の様子】

【多目的体験型クラブ 活動の様子】

【女子バスケットボールクラブ 体験会の様子】

R7 県内の地域クラブ等の状況①

令和7年度 地域クラブ・拠点校部活動等の実施状況

■地域クラブ (学校部活動から移行した活動だけでなく、学校以外のスポーツ少年団等が担う活動を含む)

No	市町村	クラブ数	競技	クラブ名	中体連登録	市町村認定	実証事業	備考
1	安芸市	1	バレーボール	エスペランサ安芸	○			
2	香南市	1	相撲	香南相撲クラブ	○			
3	香美市	1	柔道	土佐山田柔道クラブ	○			
4	南国市	5	バレーボール	まほろば南国女子バレーボールクラブ	○		○	
5			多種目型 (スポーツ鬼ごっこ等)	まほろば南国多種目型クラブ		○	○	様々な種目を体験し、運動を楽しく行うことを目的に活動
6			バレーボール	香長 ALL STARS	○			
7			柔道	岡豊ジュニア柔道クラブ	○			
8			バレーボール	まほろば南国男子バレーボールクラブ	○			
9	大豊町	1	バスケットボール	REIHOKU SWIFT	○			
10	本山町	1	陸上競技	アスリート嶺北	○			
11	土佐町	2	カヌー	さめうらカヌーアカデミー		○		競技団体主催大会に参加(カヌーは中体連なし)
12			バレーボール	嶺北排球部	○			
13	土佐市	3	バドミントン	総合クラブとさ	○			
14			陸上競技	総合クラブとさ	○			
15			新体操	総合クラブとさ	○			
16	須崎市	2	相撲	須崎総合相撲クラブ	○			
17			柔道	須崎柔道會	○			
18	日高村	1	バドミントン	ラクーンジュニアバドミントンクラブ	○			
19	越知町	1	バスケットボール	おちスポーツクラブ		○	○	地域で活動しているが、中体連大会には学校部活動で参加
20	津野町	3	柔道	葉山柔道スポーツ少年団	○			
21			バドミントン	津野ジュニアバドミントンクラブ	○			
22			軟式野球	津野山クラブ	○			
23	四万十町	1	水泳	窪川ISC	○			
24	四万十市	1	ソフトテニス	S×CREW	○		○	
25	土佐清水市	2	バドミントン	清水中学校	○		○	
26			硬式テニス	FSSテニスクラブ	○		○	
27	宿毛市	4	レスリング	すくもレスリングクラブ		○		競技団体主催大会に参加(レスリングは中体連なし)
28			ソフトボール	宿毛ソフトボールクラブ		○		人数が4人しかいないため大会に参加できていない
29			バドミントン	宿毛ジュニアバドミントンクラブ	○			
30			相撲	宿毛相撲クラブ	○			

■地域クラブ (学校部活動から移行した活動だけでなく、学校以外のスポーツ少年団等が担う活動を含む)

No	市町村	クラブ数	競技	クラブ名	中体連登録	市町村認定	実証事業	備考
31	高知市	16	卓球	K-TTC	○			
32			バドミントン	横内ジュニアバドミントンクラブ	○			
33			相撲	南海クラブ (南海少年相撲クラブ)	○			
34			バレーボール	三里バレーボールクラブ	○			
35			バレーボール	秦ウイングスポーツ少年団	○			
36			新体操	高知RGクラブ	○			
37			陸上競技	タカギファイトCLUB	○			
38			陸上競技	池CLUB	○			
39			ソフトテニス	NEXUS高知	○			
40			柔道	武道館柔道クラブ	○			
41			柔道	励心柔道クラブ	○			
42			卓球	横浜JPC	○			
43			軟式野球	ST RISE	○			
44			ソフトボール	Kochi Tamon Jr.	○			
45			ソフトボール	高知パシフィックウェーブjr.	○			
46			バレーボール	高知横浜バレーボールクラブ	○			
17市町村 (実証3市町)		46	16競技 (中体連登録13競技)		16	0	0	

■拠点校部活動 (在籍する学校に希望する部活動がない場合などに、1つの学校が拠点校となり、近隣の生徒を受け入れる)

No	市町村	拠点校・部活動	参加校名	備考
1	土佐町	土佐町中野球部	嶺北中	在籍校に部活動がない取組 (嶺北中に野球部がない)
2	土佐市	高岡中野球部	土佐南中、戸波中	統廃合に向けた取組 (令和10年統合予定)
3	四万十市	中村中男子バレーボール部	中村西中、片島中、清水中	広域的な取組 (幡多地域で唯一の男子バレー)
4		中村中柔道部	中村西中、県立中村中	自治体で部活動を整理した取組
5	宿毛市	宿毛中サッカー部	片島中、小筑紫中、東中、沖の島中	自治体で部活動を整理した取組
6		宿毛中柔道部	片島中、小筑紫中、東中、沖の島中	自治体で部活動を整理した取組
7		宿毛中剣道部	片島中、小筑紫中、東中、沖の島中	自治体で部活動を整理した取組
8		片島中相撲部	宿毛中、小筑紫中、東中、沖の島中	自治体で部活動を整理した取組
9	黒潮町	大方中野球部	佐賀中	自治体で部活動を整理した取組
		5市町9部活動		



清水中学校

学校部活動

陸上部

野球部

合同チーム
(大月中)

バスケット
ボール部

合同チーム
(男子:東中)
(女子:県立中、宿毛)

バレーボール部

サッカー部

合同チーム
(片島中)

卓球部

ソフトテニス部

バドミントン部

テニス部

地域連携

第75回県中学校
野球選手権大会
(R6.820)
優勝

拠点校部活動
(男子:中村中へ参加)

部活動指導員

部活動指導員

部活動指導員

部活動指導員
(平日)

部活動指導員
(平日)

地域移行



地域クラブ活動
(休日)

地域クラブ活動
(休日)

高校との連携



清水高校との連携

学校部活動（学校教育の一環）

これまでの部活動

指導者	当該校の教員
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設

課題

専門の指導ができる教員がない 教員が校務多忙により指導できない	やりたい部活動が学校にない	生徒数が少なくチームが組めない
------------------------------------	---------------	-----------------

課題があれば地域連携へ

合同チーム（学校間で調整）

大会等へ参加 (中体連主催大会・吹奏楽連盟主催大会)
課題 年度ごとに学校が変わる 遠距離で合同活動が難しい 継続的な指導ができない等

学校部活動の地域連携

部活動指導員等の活用

指導者	部活動指導員等 (外部指導者)
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設

※中体連・吹奏楽連盟主催大会への引率可

拠点校部活動【合同部活動】 (市町村教育委員会が指定)

指導者	部活動指導員等 (外部指導者) 拠点校の教員
参加者	複数校の生徒
場所	拠点校の施設

※中体連主催大会は令和6年度から参加可能

子どもの選択肢を広げる取組を進める

中学生

生徒のニーズ

- ・友達と楽しみたい
- ・試合に勝ちたい
- ・専門指導を受けたい
- ・複数の活動をしたい
- ・大人などと活動したい
- ・学校の部活動にない活動をやりたい
- ・週3回ほど活動したい
- ・楽器が演奏できるようになりたい
- ・上位大会に出場したい等

連携

- ・指導者の派遣
(外部指導者・教員の兼職兼業)
- ・受け皿等の整備状況により地域移行

地域クラブ活動（地域移行）

※地域移行：学校部活動から移行した活動（狭義）だけでなく、学校以外で地域が担う活動とする

総合型地域スポーツクラブ・芸術団体等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒を含む多世代
場所	学校・社会体育施設等

●種目によってはジュニアからの継続が可能

スポーツ少年団等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒・児童
場所	学校・社会体育施設等

●種目によってはジュニアからの継続が可能

その他の団体・新たな運営団体等

指導者	地域の指導者
参加者	地域の生徒を含む多世代
場所	学校・社会体育施設等

- その他の団体
体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、民間事業者、大学、地域学校協働本部や保護者会など
- 新たな運営団体
市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO 法人等の運営団体を設立するなど

※県中体連主催大会に、地域クラブ活動として参加するには、市町村教育委員会、地区中体連の承認が必要です。

大会・コンクール・コンテストへの参加が可能

(※運動部は日本中体連、県中体連等の参加基準の検討による)
(※吹奏楽部は全日本・四国・高知県吹奏楽部連盟等の参加基準の検討による)

生徒の活動機会の確保

教員の負担軽減

部活動の地域連携・地域展開の取組（R7 県内の地域クラブ等の状況②）

高知県における公立中学校の部活動改革の取組状況について〈運動部活動・スポーツ活動〉（R8.1.31時点）

- (1) 地域クラブ
 - …地域クラブを実施している市町村
- (2) 拠点校部活動
 - …拠点校部活動を実施している市町村
- (3) 両方〈地域クラブ・拠点校部活動〉
 - …両方を実施している市町村
- (4) 部活動指導員
 - ★ …部活動指導員を配置（県の事業を活用）している市町村
 - 地 …市町村教委が認定の地域クラブ（中体連申請なし）



地域連携・地域移行（実施のみ）18市町村
【地域クラブ】 県中体連申請40クラブ（17市町村）
 安芸市、香南市、香美市、南国市、大豊町、本山町、土佐町、土佐市、須崎市、日高村、越知町、津野町、四万十町、四万十市、土佐清水市、宿毛市、高知市
<市町村認定5クラブ>
【拠点校部活動】 9部活動（5市町）
 土佐町…軟式野球 土佐市…軟式野球
 四万十市…柔道部・男子バレーボール部
 宿毛市…サッカー部・柔道部・剣道部・相撲部 鳳潮町…野球部
【部活動指導員】 52部活動（16市町村）57名

県内アンケート調査

<調査の目的>

- ・令和4年度県内アンケート結果と比較し、変動を把握する。
- ・令和8年度からの国の方向性を踏まえ、今後の取組を検討するうえでの基礎データとして活用する。

<調査期間及び調査方法>

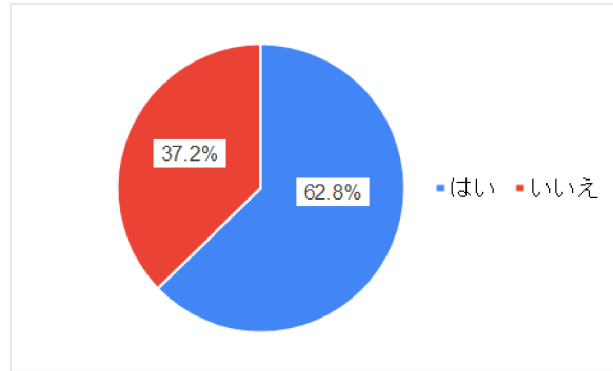
- ・令和7年7月1日～7月31日 ※Googleフォームによるオンライン回答

[実施期間]	回答者数	対象者数	回答率
①小5・6児童	8,019人	9,742人	82.3%
②中1・2生徒	5,565人	8,197人	67.9%
③小5・6保護者	3,271人	—	—
④中1・2保護者	2,901人	—	—
⑤中学校教員	1,090人	1,481人	73.6%
合計	20,846人	—	—

令和7年度 部活動改革に関するアンケート調査集計
令和7年9月 高知県教育委員会

①小学校第5・6学年児童

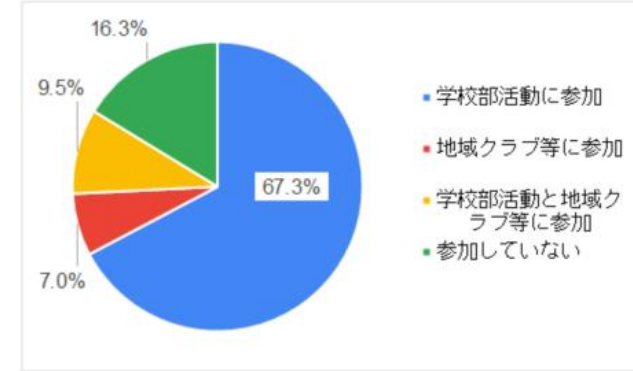
(1) 現在、学校の授業以外でスポーツ活動や文化芸術活動を行っていますか



- R4の67.7%からR7には62.8%に減少
- 活動していない主な理由:「活動に興味がないから44.8%」

②中学校第1・2学年生徒

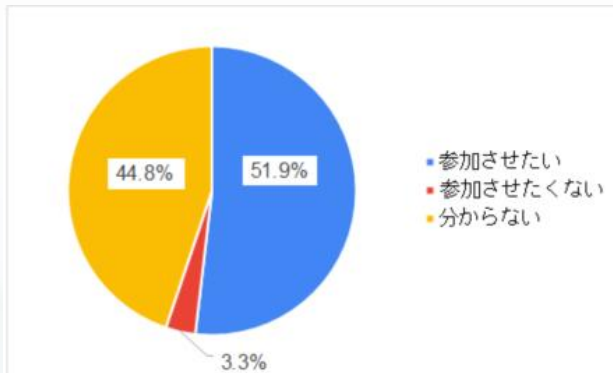
(1) 現在、学校や学校以外でスポーツ・文化芸術の活動に参加していますか



- 中学校の部活動に参加する生徒が大きく減少 (R4:78.3% → R7:67.3%) し、代わりに地域クラブや学校部活動と地域クラブを両方利用する生徒が増加 (R4:10.7% → R7:16.5%)

③小学校第5・6学年保護者

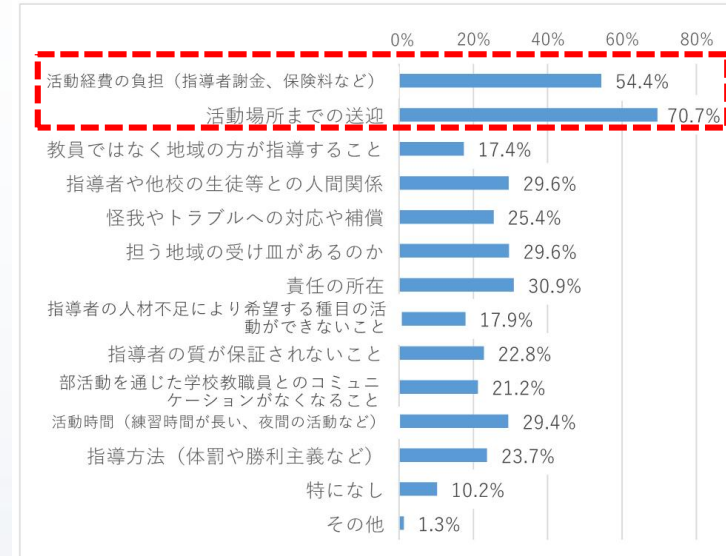
(1) 現在、国は部活動の地域展開（地域移行）を進めています。これから中学校の部活動が、地域クラブ等での活動になった場合、お子様を参加させたいですか



- 地域クラブ等への参加意向について、R4から大きく増加 (小学生R4:23.5% → R7:51.9%)
- 不安な面として「送迎の負担」が70%以上

④中学校第1・2学年保護者

(3) 学校部活動を地域クラブ等が担うことについて心配すること (※複数選択可)

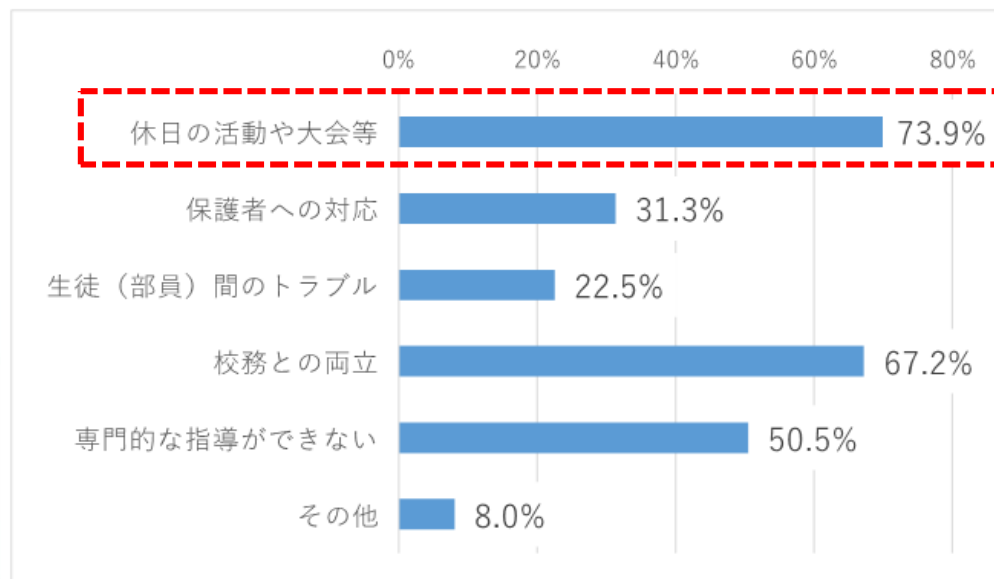
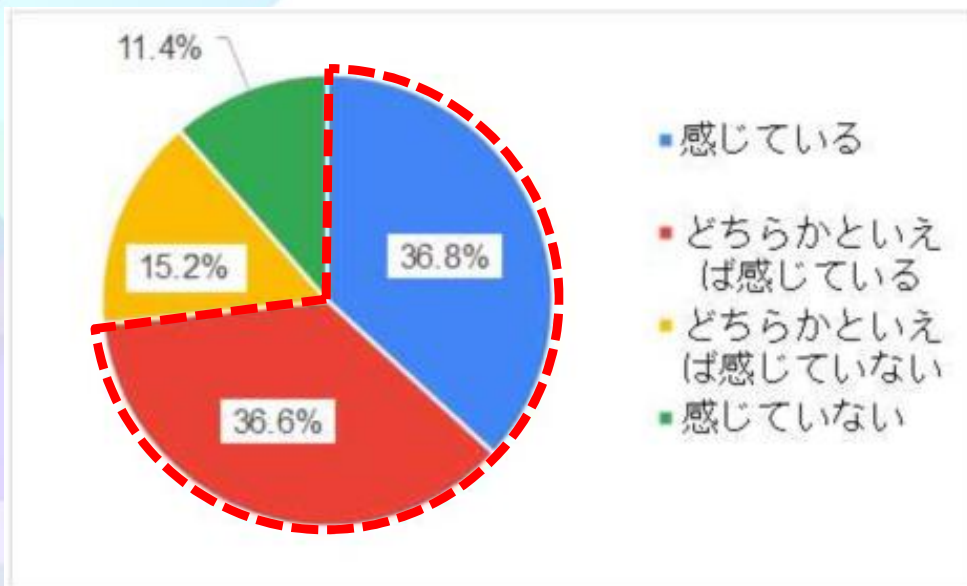


⑤中学校教員

(6) 部活動の指導や運営を負担に感じていますか



(7) ※(6)で[①感じている ②どちらかといえば感じている]と回答した方 部活動顧問(副顧問)として、どのようなことに負担を感じていますか



●部活動指導に「負担を感じている」と回答した教員は増加

(R4:63.1% → R7:73.4%)

●理由として「休日の活動や大会等」が73.9%で最も多い

●地域展開等への意向は、90%以上が「賛成」または「どちらかといえば賛成」

2 今後の方針

□ 県内アンケート調査結果から

- 地域によっては子どもたちの活動が難しい状況
- 保護者からは、地域クラブ等への参加について、一定の理解が得られている状況
- 多くの教員が学校部活動を負担に感じ、特に休日の活動が大きな要因

□ 給特法の改正

- 令和11年度までに教員の在校等時間を月平均30時間以下を目指す

高知県における部活動改革に関する今後の方向性

高知県における部活動改革に関する方針について

目的 『高知県の子どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する』

現状 【地域クラブ活動】 25クラブ(R6)⇒46クラブ(R7) 【拠点校部活動】 4部活動(R6)⇒9部活動(R7) 【在校等時間中学校教員】 月平均40時間54分(R6)

高知県の推進目標 改正給特法の目標^{*}に沿って、全公立中学校の部活動について地域展開等を加速化する。
※令和11年度までに教員の時間外在校等時間を月平均30時間程度に縮減

方針

Step 1
令和10年4月までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制に移行

- (a)部活動指導員の活用、(b)地域クラブ活動、(c)休日は(原則)部活動を行わない から選択
- 地域クラブへの前段階として、複数校による(d)拠点校部活動も推進
- 地域に人材が不在の場合は、教員が「兼業」で地域クラブを指導

[教員が兼職兼業で指導ができる規程等を整備 地域クラブが学校施設を使用する際のルール等の整備]

Step 2
令和13年度末までを目安に、休日の学校部活動は地域クラブ活動に移行

- 従来の部活動指導員は、地域クラブの指導者に移行

平日
 (a)部活動指導員の活用、(b)地域クラブ活動や(d)拠点校部活動への移行を推進しつつも、指導者を確保できない等の場合は、当面、教員が指導

R8~R13

Step 1

学校部活動

拠点校部活動(d)

部活動指導員(a)

部活動指導員が指導する拠点校部活動(a)(d)

Step 2

地域クラブ(b)

休日は(原則)活動なし(c)

取組

国 R8~R10 【改革実行期間：前期】

県 令和10年度までを重点期間とし、集中的に取り組む

広域での取組支援
受け皿整備への支援
指導者の確保・育成
地域クラブへの支援

1 部活動の精選

2 現状の把握

3 協議会等での協議・検討

4 市町村の方向性を作成

5 運営体制の整備等

6 指導者の確保・育成

7 地域クラブ等(運営団体)の設置、支援

R10.4

中間評価

R11~13 【改革実行期間：後期】

休日は、教員が指導しない体制
(※指導する場合は兼職兼業)

平日も可能な限り取り組む

地域クラブの設置がR10までに間に合わない場合は、部活動指導員の配置で対応

休日の活動は地域クラブにて実施

【参考】
 「教職員の給特法改正」(R7.6.18)・R11までに時間外在校等時間を月平均30時間程度に削減することを目標

高知県における部活動改革に関する今後の方向性

市町村（学校）の具体的な取組例

1 部活動の精選 【学校】

【部員不足の部活動への対応】

- ・拠点校部活動、新規部員募集の停止
- ・地域クラブ等へ展開できる部活動の選択 等

(R7運動部:656部活動)

【保護者への説明会の実施等】

2 現状の把握

【地域クラブ等の活動状況の把握】

- ・地域での指導者（種目や人数等）や団体の把握
- ・地域展開のために不足している指導者の把握
- ・市町村をまたいだ連携（拠点校、移動）の調整 等

【生徒、保護者、教員のニーズや意向の調査】

- ・県アンケート調査の活用 等

3 協議会等での協議・検討

【保護者、学校、地域クラブ等の関係者での協議や検討】 (R7:18市町村)

- ・新たに設置する協議会等や既存の会議等（定例校長会等）において協議
- ・地域にどの活動を残していくかについて検討
- ・市町村をまたいだ連携について協議 等

4 市町村の方向性を作成等

【協議会等で市町村の方針を策定】

- ・地域展開等を実施する時期の明確化
- ・地域、保護者等への広報や周知 等

(R7:6市町村)

5 運営体制の整備等

【専門部署の設置、コーディネーターの配置等】 (R7:コーディネーター3名)

- ・専門の担当者を配置、専門部署の設置、総括コーディネーターによる関係者との調整
- ・学校、地域クラブ等との連携強化
- ・取組推進のための新規事業化、予算化（地域クラブへの支援等）

6 指導者の確保・育成

【部活動指導員の配置】

- ・休日の学校部活動での部活動指導員の配置
- ・部活動指導員の地域クラブ等での指導に向けた体制整備

【指導者の確保・育成】

- ・近隣市町村と連携した指導者の確保
- ・国や県が実施する研修会等への参加
- ・競技団体等と指導者派遣について調整
- ・指導者資格取得に関わる支援
- ・人材バンクの活用 等

7 地域クラブ等（運営団体）の設置、支援

◆自主運営型地域クラブの認定

(R7:46クラブ)

【主な認定の要件】

- ① 教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

◆既存団体への依頼

【総合型地域スポーツクラブ等への活動依頼】

- ・すでに中学生が活動している団体、小学生から継続した活動が可能な団体への依頼
- ・総合型地域スポーツクラブへ新たな種目の設置を依頼 等

◆市町村運営型地域クラブの設置

【市町村が主体の地域クラブの設置】

- ・自主運営型や既存団体がない活動は、市町村内に事務局を設置し直接運営
- ・指導者の確保（部活動指導員の活用等）
- ・活動計画の作成（活動時間、休養日の遵守）
- ・活動場所の確保（学校等の活用）
- ・指導者謝金、会費等の設定
- ・参加生徒への支援内容
- ・保護者、学校との連携
- ・指導者の研修への参加の義務化 等

※広域での活動について（拠点校活動含む）

- ・移動手段、会費（自市町村外の生徒）、活動計画等を考慮
- ・近隣市町村との協議会等を設置するなど連携を強化 等

地域クラブの認定制度

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市町村等が認定を実施
 - 地域クラブ側からの申請を受け、市町村等において審査の上、認定
認定後も、市町村等が適切に指導助言等を実施
- ※ 国が示す認定要件に沿って、市町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
※ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導* *「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や活動環境等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

※ 円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

認定地域クラブ活動指導者登録制度

「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

別紙 2

1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2. 定義

本制度に基づき、市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3. 研修

指導者登録に当たって、市区町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

（1）対象となる研修（研修実施者）

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

（2）研修の内容・実施方法

研修内容については、P17「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

認定地域クラブ活動指導者登録制度

4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
 - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市区町村等に対して登録申請書及び4. (2) の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- (2) 市区町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3. (1) ②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市区町村等に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市区町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市区町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市区町村等に報告するものとする。

認定地域クラブ活動指導者登録制度

6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の3.（5）に記載の経過措置を参照

8. 不適切行為への対応

（1）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

（2）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

認定地域クラブ活動指導者登録制度

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等 生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等） 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等） 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等 生徒が在籍する中学校等との連携

※1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。

※2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。

※3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。

高知県での今後の取組について

事業概要

◆部活動地域展開等の推進

・高知県の子どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、各市町村の取組を支援

◆部活動指導員の配置

・部活動における生徒への指導内容の充実及び教員の負担軽減を図るため、部活動指導員を配置

現状・課題

◆県内の状況

【地域クラブ活動】46クラブ(R7) 【拠点校部活動】9部活動(R7)

【部活動指導員】中学校 65名(16市町村)

◆県アンケート調査結果 (R7.7月)

【保護者】地域展開に肯定的: **51.9%** (R4:23.5%) ※送迎の負担が不安⇒7割

【教職員】部活動が負担 : **73.4%** (R4:63.1%) ※理由: 休日の活動や大会等

◆課題

「指導者の確保」、「財源の確保」、「生徒の移手段」



県の方針

Step 1

令和10年度までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制へ移行

- ・(a)部活動指導員の活用、(b)地域クラブ活動、(c)休日は(原則)部活動を行わない から選択
- ・地域に人材が不在の場合や指導を希望する場合は、教員が「兼業」で地域クラブを指導

Step 2

令和13年度末までを目安に、休日の学校部活動は地域クラブ活動へ移行

R8取組内容

- | | |
|----------------------|------------------|
| ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援 | 国1/3、県1/3、市町村1/3 |
| ② 経済的困窮世帯の生徒への支援 | 国1/2、市町村1/2 |
| ③ 推進体制の整備等 | 国1/3、県1/3、市町村1/3 |
| ④ 平日を含めた地域展開等の加速化 | 国10/10 (※実証事業) |
| ⑤ 部活動指導員の配置 | 国1/3、県1/3、市町村1/3 |
| ⑥ 県総括コーディネーターの配置 | |



今後の動き

R5~R7

【R5~R7年度：改革推進期間】

取組可能な部活動から推進

地域の実情に応じて、部活動の地域連携・地域移行を推進

課題の洗い出し及びその対応策の検討
実証事業の検証、県の方針の策定

【県総括コーディネータの配置】(R6~)

R8~R10

【R8~R10年度：改革実行期間】[前期]

令和10年度までを重点期間とし、集中的に取り組む

R8

部活動地域展開等を加速化する

地域クラブへの支援

広域での取組支援

受け皿整備への支援

指導者の確保・育成

【県総括コーディネーターの配置】



中間評価

R11~R13

【改革実行期間】[後期]

中間評価を踏まえた取組を検討・推進

- 休日の活動は地域クラブにて実施する体制へ展開
- 平日も可能な限り取り組む

部活動地域展開等に対する取組を実施

休日の地域クラブ活動の推進

推進体制を整備

部活動指導員の配置

経済的困窮世帯への支援

平日の実証事業



【市町村】

【地域移行実証事業(R7)】3市

【地域連携実証事業(R7)】5市町

【部活動指導員(R7)】16市町村65名